

公益社団法人山口県看護協会会員の災害見舞に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県看護協会（以下「本会」という。）会員の災害見舞金について必要な事項を定めることを目的とする。

(罹災見舞金)

第2条 会長は、火災、風水害、震災及びその他これに類する災害により、会員（常勤役員を除く。以下同じ。）の主たる居住家屋に損害を受けた場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、罹災見舞金を支給するものとする。

- (1) 全焼又は全壊 20,000円
- (2) 半焼又は半壊 10,000円
- (3) 床上浸水又は建物の傾斜 10,000円

2 前項によりがたい特別の場合は、理事会において額等について決定することができる。

(傷害見舞金)

第3条 会員が会務上の事由により傷害を受け、1か月以上の休業をした場合、50,000円を限度として、傷害見舞金を支給することができる。

2 前項の傷害見舞金の支給及びその額は、理事会において決定する。

(死亡見舞金)

第4条 会員が会務上の事由により死亡した場合は、50,000円を限度として、死亡見舞金を支給することができる。

2 前項の死亡見舞金の支給及びその額は、理事会において決定する。

(申 請)

第5条 第2条に規定する罹災見舞金を受けようとする会員は、罹災見舞金申請書（第1号様式）に市町村等の発行する罹災証明書その他これらに準ずる書類を添付して、会長に申請しなければならない。

2 第3条に規定する傷害見舞金を受けようとする会員は、傷害見舞金申請書（第2号様式）により会長に申請しなければならない。

3 前条に規定する死亡見舞金を受けようとするものは、死亡見舞金申請書（第3号様式）により会長に申請しなければならない。

(補 則)

第 6 条 この規程の運用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 5 年 3 月 2 3 日に制定し、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

罹災見舞金申請書

罹災会員に関する事項	会員番号	JNA 県協会	フリガナ 会員氏名	
	所属 施設名			
	罹災年月日	平成 年 月 日	罹災 場所	
	罹災の 原因及び その状況			
	損害の程度			
<p>上記のとおり証明します。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">証明者 職 名 氏 名 (印)</p>				
摘 要				
<p>上記のとおり申請します。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 施設名 職 名 氏 名 (印) 連絡先 () -</p> <p>公益社団法人山口県看護協会長 様</p>				

処理事項	受理年月日			決定年月日			支給年月日		
	平成 年 月 日			平成 年 月 日			平成 年 月 日		
	担当者		総務局長	専務理事		会長		決定金額	

第2号様式

傷害見舞金申請書

会員番号	JNA	フリガナ 会員氏名	
	県協会		
所属 施設名			
傷病名			
発病 年月日	平成 年 月 日	治癒 年月日	平成 年 月 日
入院又は 休業期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
上記のとおり証明します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 証明者 職名 氏名 ⑩ </div>			
摘要			
上記のとおり申請します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 申請者 施設名 職名 氏名 ⑩ 連絡先 () - </div> 公益社団法人山口県看護協会長 様			

処理事項	受理年月日			決定年月日			支給年月日		
	平成 年 月 日			平成 年 月 日			平成 年 月 日		
	担当者		総務局長	専務理事		会長		決定金額	

第3号様式

死亡見舞金申請書

死亡会員に関する事項	会員番号	JNA 県協会	フリガナ 会員氏名	
	所属 施設名			
	死亡年月日	平成 年 月 日		
	死亡理由			
	葬儀場所			
	日時	平成 年 月 日		
	喪主氏名		続柄	
摘要				
<p>上記の会員が死亡したので弔慰金を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 施設名 職名 氏名 ⑩ 連絡先 () ー</p> <p>公益社団法人山口県看護協会長 様</p>				

処理事項	受理年月日			決定年月日			支給年月日		
	平成 年 月 日			平成 年 月 日			平成 年 月 日		
	担当者		総務局長		専務理事		会長		決定金額

